

みのわメイト公式グループ運用方針

箕輪町が運用するみのわメイト公式グループ（以下「公式グループ」という。）で情報発信をするにあたり、適正かつ円滑な運用を図るため、次のとおり運用方針を定めます。

1 運用の目的

箕輪町の防災情報、緊急情報、イベント情報及び行政情報等を公式グループで発信することにより、多くの町民が箕輪町の情報を取得する機会を増やすことを目的とします。

2 運用する公式グループ

- (1) 気象情報【町公式①】
- (2) イベント情報【町公式②】
- (3) 行政情報【町公式③】
- (4) 前各号に掲げるもののほか各課が設定した業務グループ

3 運用主体

運用主体は箕輪町職員とします。

4 運用管理者及び運用管理責任者

運用管理者は、発信情報を所管する課長とし、課内の発信内容の調整、確認を行います。運用管理責任者は、企画振興課みのわの魅力発信室長とし、次に掲げる業務を行います。

- (1) 全体の調整に関すること
- (2) 情報の内容の指導及び助言に関すること
- (3) その他みのわメイト発信の運用に関すること

5 発信内容

- (1) 箕輪町広報紙、ホームページ、プレスリリース等で情報発信した情報又は情報発信する予定の情報
- (2) 箕輪町が主催、共催又は後援する行事・イベント情報、観光情報、災害情報、農業情報、生活情報等
- (3) 前各号に掲げるもののほか運用管理責任者が必要と認めた情報

6 運用方法

- (1) 運用時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、運用時間以外の時間でも緊急性の高い情報は必要に応じて随時配信します。
- (2) 町内の各団体や個人等の情報は発信しません。ただし、町内の各団体や個人等か

らの依頼を、所管する運用管理者が認めた場合はその限りではありません。

- (3) 発信情報に関するお問合せは、掲載ページに、所管する担当課を表記し対応等を行うものとします。

7 禁止事項

以下の事項に該当する掲載又はその恐れがある掲載は行わないものとします。

- (1) 法律、法令等に違反している内容、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権を侵害するもの
- (4) 特定の個人、企業、国、地域等団体を誹謗中傷するもの
- (5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (6) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (7) 広告、宣伝、勧誘及び営業活動やその他営利を目的としたもの
- (8) 政治的活動及び宗教的活動又はこれらに類似するもの
- (9) 箕輪町又は第三者の知的財産権を侵害する恐れのあるもの
- (10) 本人の承諾のない個人情報に特定、開示、漏えいするもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 発信内容と無関係なもの
- (14) その他、みのわメイト発信の運営上、不相当と判断されるもの

7 知的財産権の取扱い

公式グループに掲載している個々の情報（文章、写真、動画、イラスト等）の知的財産権は、箕輪町又は正当な権利を有する者に帰属します。

「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、掲載内容を無断で複製・転用することはできません。ただし、転載の対象となる内容を改編せず、また出所を明記する場合、掲載していただくことは問題ありません。

8 個人情報の取扱い

公式グループによる情報発信業務で取得した個人情報は、「箕輪町個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱います。

附 則

この運用方針は、令和3年5月18日から施行します。